

議員提出第13号

東海第二原発の再稼働は認めない事を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年9月21日

提出者 吉川市議会議員 小林 昭子

賛成者 吉川市議会議員 濱田 美弥

〃 岩田 京子

〃 遠藤 義法

吉川市議会議長 中 嶋 通 治 様

提 案 理 由 口 頭

東海第二原発の再稼働は認めない事を求める意見書

日本原子力発電（株）は、再稼働前提の最長 20 年の運転期間延長を申請し、原子力規制委員会はこれを認める方向で審査しています。

日本原子力発電東海第二原発は、今年 11 月 28 日に運転開始から 40 年となる「老朽原発」です。福島第一原発事故を起こした同じ沸騰水型軽水炉であり、東日本大震災で津波に襲われ浸水。非常用発電機が 1 台失われたというだけで、冷温停止まで 3 日半要した「被災原発」です。1970 年代に運転開始した沸騰水型は 11 基ありますが、東海第二原発以外はすでに廃止措置が決定しています。

東海第二原発は、30 キロ圏内に全国最多の 96 万人が住んでいます。50 キロ圏内には 144 万人が暮らしており、原発ばかりか、最も危険な使用済み核燃料再処理工場も建設されました。過酷事故が起きれば広い地域が壊滅となりかねません。

2011 年の福島第一原発事故では、放射能汚染は、200 キロ以上離れた、当市にもおよび 放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、年間 1 ミリシーベルトを超えるおそれがある「汚染状況重点調査地域」として指定されました。その結果、市民生活に大きな影響を与え、健康被害に対する不安・懸念はいまだ払拭されてはいません。東海第二原発から埼玉県までの距離は 100 キロ圏内にあり、福島第一原発よりはるかに距離も近く、いったん事故が起きれば、当市における被害はさらに重大かつ深刻なものとなる事は明白です。再びそのような事を繰り返してはならないのです。

よって、市民生活の安全を守る為に、東海第二原発の再稼働は認めない事を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 9 月 21 日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

経済産業大臣

原子力規制委員会